

労働移動支援助成金

早期雇い入れ支援コース

令和5年
4月1日
制度改正!!

事業規模の縮小など事業主の経済的事情により離職を余儀なくされた労働者で「再就職援助計画」の対象となった方を、早期に雇い入れた事業主に対して助成されます。



対象事業主

- ① 「再就職援助計画対象労働者」を、その離職日の翌日から3か月以内に、雇用保険被保険者かつ期間の定めのない労働者として雇い入れた事業主
- ② 当該労働者を、雇い入れ日から6か月を超えて引き続き雇用している事業主

対象労働者

- 貴社に雇い入れられる直前の離職の際に「再就職援助計画対象労働者」であった方

再就職援助計画対象労働者は、「再就職援助計画対象労働者証明書」をお持ちです。採用応募時や面接時に証明書の有無を確認してください。

「再就職援助計画」

「再就職援助計画対象労働者」とは？
事業主は、事業規模の縮小など経済的事情で相当数の労働者が離職を余儀なくされる場合、労働者に対する「再就職援助計画」を作成し、ハローワークの認定を受ける必要があります。
「再就職援助計画対象労働者」とは、この再就職援助計画の対象となった方のことを指します。

助成額

対象労働者1人あたり

早期雇い入れ助成

通常

30万円

優遇助成 ※1

40万円

改正

賃金上昇(雇い入れ前賃金比5%以上)加算 + 20万円 ※2

新型コロナウイルス感染症対応の影響による、異業種の雇入れの加算は廃止されました

人材育成支援 (早期雇い入れ助成の対象者に対して、雇い入れ日から6か月以内に訓練を開始した場合に助成。)

通常

優遇助成 ※1

		通常	優遇助成 ※1
Off-JT	賃金助成	900円/時	1,000円/時 (1,100円/時 ※3)
	訓練実施助成 (実費相当額)	実費相当額 (上限30万円)	上限40万円 (上限50万円 ※3)
OJT	訓練実施助成	800円/時	900円/時 (1,000円/時 ※3)

改正

- ※1優遇助成は、一定の成長性が認められる事業所の事業主が、「再就職援助計画対象労働者証明書」に「特例対象者」として記載された方を雇い入れた場合に適用されます。
- ※2賃金上昇区分は、令和4年12月2日以降に提出された再就職援助計画の対象労働者で雇入れ前の賃金から雇入れ後6カ月間の各月の賃金を5%以上させた場合に適用。
- ※3優遇助成に該当する場合であって、かつ、賃金上昇加算に該当する場合に適用。

